

館山市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及びU I Jターンによる起業・就業者創出計画に基づき、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消のため、埼玉県、東京都及び神奈川県から本市に移住した者が、千葉県地域しごとマッチング支援事業による移住支援金対象法人の求人を充足して定着に至った場合又は公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業に係る補助金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県，東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設したインターネットサイトをいう。
- (4) 起業支援金 公益財団法人千葉県産業振興センターが地域課題解決型起業支援事業により交付する補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号），山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72号），半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) 転入 本市へ住居を移した者であって，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者となることをいう。
- (7) 転出 本市から住居を移し，又は本市の住民基本台帳に記録され

ていない者となることをいう。

(8) 永住者 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に掲げる永住者をいう。

(9) 日本人の配偶者等 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる日本人の配偶者等をいう。

(10) 永住者の配偶者等 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる永住者の配偶者等をいう。

(11) 定住者 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる定住者をいう。

(12) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者をいう。

（対象者）

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本市に転入し、かつ、千葉県内の企業に就業する者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月5日以後に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後の期間が3か月以上1年以内であること。

- (ウ) 移住支援金の申請日から，引き続き5年以上本市に居住する意思を有していること。
- ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。
 - (イ) 次のいずれかに該当する行為をした者でないこと。
 - a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - b 暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら，暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う，金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - c 千葉県及び本市の事務又は事業に関し，請負契約，物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては，その役員等）が暴力団員であることを知りながら，当該契約を締結する行為
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
 - (エ) 日本人であること，又は外国人であつて，永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (オ) 館山市移住定住促進助成金交付要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。
 - (カ) 市税を完納していること。
 - (キ) その他市長が移住支援金の対象者として不相当と認めた者でないこと。
- エ 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。
- オ 就業先が移住支援金の対象法人としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。

カ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

キ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上引き続いて在職していること。

ク オの求人への応募日が移住支援金の対象法人としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

ケ 当該法人に移住支援金の申請日から、引き続き5年以上勤務する意思を有していること。

コ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 本市に転入し、かつ、起業支援金の交付の決定を受けた者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 前号アからウまでに掲げる要件に該当すること。

イ 移住支援金の申請日において、1年以内に起業支援金の交付の決定を受けていること。

2 前項に掲げる者であって、当該者と同一の世帯に属する者がいる場合には、次の各号のいずれにも該当する者を移住支援金の交付の対象とする。

(1) 当該者及び当該者と同一の世帯に属する者が移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 当該者と同一の世帯に属する者が平成31年4月5日以後転入をしたこと。

(3) 当該者と同一の世帯に属する者の申請時における転入後の期間が3か月以上1年以内であること。

(4) 当該者と同一の世帯に属する者が前項第1号ウ（ア）から（ウ）まで並びに（オ）及び（カ）の全てに該当すること。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、単身世帯の申請の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円とする。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日（当該日が休日である場合には、休日の翌日）までに、市長に提出しなければならない。

(1) 全員が提出する書類

- ア 本人であることを示す書類
- イ 世帯員全員の住民票の写し
- ウ 移住元の住民票の除票の写し
- エ 館山市の市税に滞納がないことを証する書類（別記第2号様式）

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類 東京23区で就業していた企業等の就業証明書

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類

- ア 開業届出済証明書等
- イ 個人事業等の納税証明書

(4) 第3条第1項第1号に該当する申請者が提出する書類 就業先企業等の就業証明書（別記第3号様式）

(5) 第3条第1項第2号に該当する申請者が提出する書類 起業支援金交付決定通知書

(6) 第3条第2項に該当する申請者が提出する書類 当該申請者と同一の世帯に属する者全員の移住元の住民票の除票の写し（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、移住支援金の交付の可否を決定し、速やかに交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対しては、申請から3か月以内に移住支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、UIJターンによる起業・就業者創出事業が適切に実

施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した移住支援金の額について当該各号に定める額の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき 全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に転出をしたとき 全額

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき 全額

(4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき 全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出をしたとき 半額

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。